

評議員等及び役員等の報酬支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人チェリー保育園（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において評議員等及び役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

第2章 報酬（税別）

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、理事会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次の通り日当を支給する。

(1) 理事

議事参加1回につき10,000円

(2) 監事

議事参加1回につき10,000円

第4条 継続かつ定期的に就業する評議員等の報酬は、評議員会及び評議員選任・解任委員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次の通り日当を支給する。

(1) 評議員

議事参加1回につき10,000円

(2) 評議員選任・解任委員

議事参加1回につき20,000円

別 紙

(支給の方法)

第5条 各年度末に法人の財政状況を鑑みてまとめて支給するものとする。

(交通費)

第6条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて支払う。

第3章 附則

(改正)

第8条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人 チェリー保育園評議員会の議決を経なければならない。

この規程は平成29年2月1日より施行する。

平成29年12月16日改定、平成29年4月1日より適用する。

平成31年4月1日より一部訂正し適用する。